

令和 7 年度埼玉県内部統制評価報告書

埼玉県知事 大野 元裕 は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、「埼玉県内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月 10 日）を策定し、当該方針に基づき内部統制の整備及び運用を行っています。

「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に向け、継続的に内部統制に取り組むとともに、社会情勢の変化や監査委員からの意見等を踏まえ、適時必要な見直しを行うこととします。

2 評価手続

埼玉県では、ガイドラインを踏まえ、「全庁的な内部統制評価実施要領」（令和 2 年 4 月 1 日。以下「評価実施要領」という。）及び「業務における内部統制評価事務処理要領」（令和 2 年 4 月 1 日。以下「評価事務処理要領」という。）において、内部統制の評価について必要な事項を定めております。

令和 7 年度については、評価対象期間を令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日とし、その最終日である令和 8 年 3 月 31 日を評価基準日として、評価実施要領及び評価事務処理要領に基づき、財務に関する事務、個人情報保護に関する事務及び文書管理に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

全庁的な内部統制の評価は、6 つの基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICT への対応）で構成する 28 の評価項目を対象として行った結果、評価項目のそれぞれに対応する条例、規則などの規定が適切に整備・運用されており不備は認められませんでした。

業務における内部統制の評価は、各部局が作成したリスク評価シートを基に、業務において生じるおそれのあるリスクへの対応策の整備状況及びそれに基づく業務の運用状況を対象として行った結果、重大な不備は認められませんでした。

しかしながら、リスク評価シートに記載されていない業務における内部統制について、別紙のとおり 1 件の重大な不備を把握したことから、内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

重大な不備と判断した事案は職員の不正行為によるものであり、このような事案の発生は、県に対する県民の信頼を大きく損なうものです。

本事案に対しては、別紙のとおり改善を行い不備の是正が図られていますが、こうした事案が二度と発生することのないよう、改めて評価結果と是正の状況を全庁に周知し、適正な事務の執行に向けて取り組んでまいります。

令和 8 年 8 月 5 日

埼玉県知事 大野 元裕

令和7年度 内部統制の重大な不備及び是正の概要について

令和7年度の業務における内部統制の評価については、下記のとおり1件の運用上の重大な不備を把握しました。

ガイドラインでは、「評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合、内部統制対象事務に係る内部統制は有効に運用されていないと判断する」とされていることから、令和7年度の内部統制は「有効に運用されていない」という評価結果となりました。

重大な不備と判断した事案は職員の不正行為によるものであり、このような事案の発生は、県に対する県民の信頼を大きく損なうものです。

本事案に対しては、原因の分析や再発防止に向けた改善を行い、不備の是正が図られていますが、こうした事案が二度と発生しないよう、改めて評価結果と是正の状況を全庁に周知し、適正な事務の執行に向けて取り組んでまいります。

【重大な不備の概要及び是正の状況】

(1) 重大な不備の概要

教育局において、学校に在籍していた教員が、モバイルルーターを窃取し、私的利用したものです。

職員の不正行為は県に対する県民の信頼を大きく損なうものであることから、重大な不備と判断しました。

(2) 是正の状況

本事案が発生した原因は、モバイルルーターを職員室のキャビネットに保管していましたが、自由に持ち出せる状況であったこと、また、当該教員の倫理意識が欠けていたことによるものです。

事案が発生した所属では管理方法を改め、モバイルルーターは事務室の金庫に保管し、貸し出す場合は事務部長により対面で行うようにしました。

また、校長から全教職員に対し、物品や会計事務の適正な管理について指導を行うとともに、本事案を自分事として捉え、職務に取り組む意識を改めて見直すことを促し、公務員としての倫理意識の向上と不祥事防止の徹底を図りました。

事案が発生した所属における上記再発防止策のほか、教育局では、「可搬型通信機器に関する管理・運用手順書」を再度周知し、適正な利用と所在管理の徹底を指示しました。加えて、県立学校校長会議において、本事案を周知し、服務規律の確保の徹底、不祥事防止に係る職場内研修等の実施、管理職チェックリストの活用等による再発防止を指示しました。

さらに、知事部局の全所属に対しても本事案を周知し、服務規律の確保の徹底や不祥事防止に係る職場内研修の実施等による再発防止を指示しました。

令和 7 年度 内部統制の評価概要

地方自治法第 1 5 0 条第 4 項の規定による令和 7 年度の内部統制評価の結果は、次のとおりです。

1 評価対象期間及び基準日

- ・評価対象期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日
- ・評価基準日 令和 8 年 3 月 3 1 日

2 評価の範囲

- ・対象事務 財務に関する事務、個人情報保護に関する事務及び文書管理に関する事務
- ・対象部局 知事部局（財務、個人情報保護、文書管理）、教育委員会（財務）

3 評価方法

（１）全庁的な内部統制の評価

評価実施要領の別紙 1 「埼玉県の全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方及び評価項目」に規定された 6 つの基本的要素（統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、I C T への対応）で構成する 2 8 の評価項目について、それぞれに対応する条例、規則など 7 2 本の規程が適切に整備・運用されているか評価を行いました。

（２）業務レベルの内部統制の評価

知事部局及び教育委員会の各部局で作成し、自己評価を行ったリスク評価シートについて、評価部局において独立的評価を実施しました。

4 評価結果

（１）全庁的な内部統制の評価

評価実施要領に規定された 2 8 の評価項目について確認したところ、整備状況及び運用状況に不備は認められませんでした。

(2) 業務レベルの内部統制の評価（リスク評価シートに記載あり）

各部局が自己評価を行ったリスク評価シートの整備状況及び運用状況を確認したところ、整備状況に不備が確認されませんでした。運用状況に111件の不備が確認されました。不備の概要は以下のとおりです。

対象事務	分類	リスク内容	件数		
			合計	知事部局	教育委員会
財 務	収 入	過大・過小徴収、調定漏れでの収入未済、不適正な現金領収の手続	14	5	9
	支 出	誤った支出命令、支払い遅延、補助金等の過大交付 等	48	29	19
	契 約	不適切な手続きでの契約締結、不適切な契約管理 等	39	22	17
	財 産	物品の不適正な管理、現金等の紛失	4	3	1
	小 計		105	59	46
個人情報保護		個人情報の紛失、個人情報の誤送付、委託業者による個人情報漏洩	4	4	対象外
文書管理		公文書の紛失、文書事務の不適切な施行	2	2	対象外
合 計			111	65	46

なお、運用状況の不備と評価した111件については、該当部局において発生原因の分析や再発防止に向けた改善が行われており、不備の是正が図られていることを確認しました。

(3) 重大な不備

埼玉県では、ガイドラインを踏まえ「重大な不備に該当するかの判断基準」を定めており、当該基準に基づき、リスク評価シートに記載されたものについて運用状況の不備を確認したところ、重大な不備に該当するものではありませんでした。

しかしながら、リスク評価シートに記載されていない業務における内部統制について、教育局において、学校に在籍していた教員がモバイルルーターを窃取し私的利用したという重大な不備を1件把握しました。

5 内部統制の有効性の判断

重大な不備を把握したことから、内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。